

## 21 生徒会選挙規定

### 第1章 総則

第1条 本規定は宮城県柴田高等学校生徒会の会長、副会長選挙に適用する。

第2条 選挙権は全校生徒が有し、被選挙権は1、2年生が有するものとする。

### 第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、生徒会会長、生徒会副会長選挙の計画および実施の全般的管理を行う。

第4条 選挙管理委員会は各クラスから1名ずつ選出された選挙管理委員により構成される。

第5条 選挙管理委員会の任期は4月1日から翌年3月31日までとする。委員に欠員が生じた場合は当該クラスより補充しなければならない。

第6条 選挙管理委員には委員長1名、副委員長・書記各2名を互選し、委員長はその総括にあたる。

第7条 選挙は毎年9月とする。

第8条 選挙に関する公示は少なくとも投票日の10日前とする。

第9条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- 1 選挙人名簿、立候補者名簿の作成
- 2 選挙の公示
- 3 選挙運動の管理
- 4 立会演説会の企画、運営
- 5 投票及び開票の管理
- 6 当選の確認及び開票の管理
- 7 その他選挙に関する必要事項

第10条 選挙管理委員会は一切の選挙運動をすることができない。

### 第3章 立候補と選挙運動

第11条 立候補者は責任者を決め、投票5日前までに選挙管理委員会に届け出る責任者は選挙運動に関する一切の責任を負う。

第12条 選挙運動は立候補届出と同時にできる。

第13条 立候補者は、選挙管理委員会が定める立会演説会、ポスター、校内放送、その他の方で選挙運動を行うことができる。選挙管理委員会が定めること以外の選挙運動は違反となる。

### 第4章 投票並びに開票

第14条 投票は会長1名、副会長男女各1名の計3名を記入する。

第15条 開票は即日開票とし、結果は告示しなければならない。

第16条 次の投票は無効となる。

- 1 正規の投票用紙でないもの
- 2 候補者以外の氏名又は他の事項を記載したもの
- 3 定員を超える候補者氏名を記載したもの
- 4 白紙又は記載文字の不明なもの

5 その他選挙管理委員会が無効と認定したもの

第17条 開票は各立候補者責任者の立会いのもとに選挙管理委員会が行う。

第18条 有効投票数が最高の者を当選とする。上位2名の得票数が同数の場合は決選投票を行う。

第19条 立候補者が1名の場合は、信任投票を行い有効投票の過半数をもって信任されたものと見なす。

第20条 本規程の施行に際して必要な細則は選挙管理委員会が定める。

附 則

1. 本規程は昭和61年9月1日より施行する。

2. 平成23年4月1日 一部改正 (選挙の実施月改訂)